

野球場

消費税の改定に伴い、10月1日から使用料・利用料金が変更になりました。
 使用者・利用者の皆様には、ご負担をおかけしますがよろしく申し上げます。

改定後の単価は、以下のとおりです。

体育施設名	区分				単位	利用料金
小矢部野球場	アマチュアスポーツに利用する場合	一般	試合	有料の場合	1日	27,010円
					半日	13,530円
			無料の場合	1日	7,820円	
				半日	4,400円	
			練習	1時間	870円	
		児童及び生徒	試合	有料の場合	1日	14,150円
					半日	7,070円
			無料の場合	1日	4,480円	
				半日	2,240円	
		練習	1時間	490円		
	付属施設	放送及びスコアボード			1試合	1,540円
		照明施設	有料の場合	全灯	1時間	6,600円
				2 / 3 灯	1時間	4,400円
			無料の場合	全灯	1時間	3,300円
				2 / 3 灯	1時間	2,200円
アマチュアスポーツ以外に利用する場合	基本額	1日の税込み入場料の5パーセントに相当する金額(当該金額が106,940円に満たないときは、106,940円とする。)				
	付属施設	放送及びスコアボード			3,960円	
		照明施設	全灯	1時間	15,720円	
			2 / 3 灯	1時間	10,480円	

備考

- この表で、有料とは大会又は試合において入場料を徴収する場合をいい、無料とは入場料を徴収しない場合をいう。
- この表で、1日とは午前9時から午後5時までの利用に係るものをいい、半日とは午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで又は午後5時から午後9時までの利用に係るものをいう。ただし、陸上競技場における半日とは、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで又は午後5時から午後7時までの利用に係るものをいう。

- 3 前項ただし書に規定する午後5時から午後7時までの利用料金は、この表の半日の単位に係る額の2分の1に相当する額とする。
- 4 開設の時間以外の時間に教育委員会の承認を受けて利用する場合の当該時間に係る利用料金は、1時間につき、この表の1日の単位に係る額の8分の1に相当する額の30パーセント増とする。
- 5 前項の規定により算定した金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 6 利用時間が単位に満たない場合又は単位未満の端数がある場合は、当該単位まで切り上げる。
- 7 利用時間を短縮した場合においても、利用料金は減額しない。



小矢部市シンボルキャラクター
メルギューくん



小矢部市シンボルキャラクター
メルももちゃん

問合せ先：各施設又は市教育委員会スポーツ課

電話番号： スポーツ課 67-1760（内線523）

陸上競技場

消費税の改定に伴い、10月1日から使用料・利用料金が変更になりました。
 使用者・利用者の皆様には、ご負担をおかけしますがよろしくお願いいたします。

改定後の単価は、以下のとおりです。

体育施設名	区分			単位	利用料金	
小矢部陸上 競技場	アマチュア スポーツに 利用する場 合	一般	大会	有料の場合	1日	<u>108,950円</u>
					半日	<u>54,470円</u>
				無料の場合	1日	<u>18,440円</u>
					半日	<u>9,220円</u>
			練習	団体（ <u>15人以上の場合</u> ）	1日	<u>11,000円</u>
					半日	<u>5,500円</u>
			個人	1時間	90円	
		児童及 び生徒	大会	有料の場合	1日	<u>66,000円</u>
					半日	<u>33,000円</u>
				無料の場合	1日	<u>11,000円</u>
					半日	<u>5,500円</u>
			練習	団体（ <u>15人以上の場合</u> ）	1日	<u>5,500円</u>
					半日	<u>2,750円</u>
			個人	1時間	50円	
	付属施 設	放送設備		1時間	560円	
		照明施設		1時間	560円	
		写真判定機（大会のみ使用可）		利用料金に含まれ る。		
		アマチュア スポーツ以 外に利用す る場合	1日の税込み入場料の5パーセントに相当する金額（当該金額が <u>106,940円</u> に満たないときは、 <u>106,940円</u> とする。）			

備考

- 1 この表で、有料とは大会又は試合において入場料を徴収する場合をいい、無料とは入場料を徴収しない場合をいう。
- 2 この表で、1日とは午前9時から午後5時までの利用に係るものをいい、半日とは午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで又は午後5時から午後9時までの利用に係るものをいう。ただし、陸上競技場における半日とは、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで又は午後5時から午後7時までの利用に係るものをいう。
- 3 前項ただし書に規定する午後5時から午後7時までの利用料金は、この表の半日の単位に係る額の2分の1に相当する額とする。
- 4 開設の時間以外の時間に教育委員会の承認を受けて利用する場合の当該時間に係る利用料金は、1時間につき、この表の1日の単位に係る額の8分の1に相当する額の30パーセント増とする。
- 5 前項の規定により算定した金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 6 利用時間が単位に満たない場合又は単位未満の端数がある場合は、当該単位まで切り上げる。
- 7 利用時間を短縮した場合においても、利用料金は減額しない。



小矢部市シンボルキャラクター
メルギューくん



小矢部市シンボルキャラクター
メルももちゃん

問合せ先：各施設又は市教育委員会スポーツ課

電話番号： スポーツ課 67-1760（内線523）

庭球場

消費税の改定に伴い、10月1日から使用料・利用料金が変更になりました。
 使用者・利用者の皆様には、ご負担をおかけしますがよろしくお願ひします。

改定後の単価は、以下のとおりです。

体育施設名	区分				単位	利用料金		
小矢部庭球場	アマチュアスポーツに利用する場合	一般	大会	有料の場合	1面につき	1日	6,500円	
					1面につき	半日	3,250円	
			練習	個人	1面につき	1日	4,140円	
						半日	2,100円	
		児童及び生徒	大会	有料の場合	1面につき	1日	4,790円	
					1面につき	半日	2,390円	
			練習	個人	1面につき	1日	3,260円	
						半日	1,630円	
		付属施設	放送設備			1時間	560円	
			照明施設		1面につき	1時間	560円	
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合	1日の税込み入場料の5パーセントに相当する金額（当該金額が106,940円に満たないときは、106,940円とする。）					

備考

- この表で、有料とは大会又は試合において入場料を徴収する場合をいい、無料とは入場料を徴収しない場合をいう。
- この表で、1日とは午前9時から午後5時までの利用に係るものをいい、半日とは午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで又は午後5時から午後9時までの利用に係るものをいう。ただし、陸上競技場における半日とは、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで又は午後5時から午後7時までの利用に係るものをいう。
- 前項ただし書に規定する午後5時から午後7時までの利用料金は、この表の半日の単位に係る額の2分の1に相当する額とする。
- 開設の時間以外の時間に教育委員会の承認を受けて利用する場合の当該時間に係る利用料金は、1時間につき、この表の1日の単位に係る額の8分の1に相

当する額の30パーセント増とする。

- 5 前項の規定により算定した金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 6 利用時間が単位に満たない場合又は単位未満の端数がある場合は、当該単位まで切り上げる。
- 7 利用時間を短縮した場合においても、利用料金は減額しない。



小矢部市シンボルキャラクター
メルギューくん



小矢部市シンボルキャラクター
メルモモちゃん

問合せ先:各施設又は市教育委員会スポーツ課

電話番号: スポーツ課 67-1760 (内線523)